

平成21及び平成22年度

# 農林水産省地方農政局一般競争（指名競争） 参加資格審査申請手引

（測量・建設コンサルタント等）

<p style="text-align: center;"><b>東北農政局</b></p> <p>〒980 - 0014 仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎 電話：（022）263-1111（大代表）</p>
<p style="text-align: center;"><b>関東農政局</b></p> <p>〒330 - 9722 さいたま市中央区新都心2 - 1 さいたま新都心合同庁舎2号館 電話：（048）740 - 0535</p>
<p style="text-align: center;"><b>北陸農政局</b></p> <p>〒920 - 8566 金沢市広坂2丁目2番60号 金沢広坂合同庁舎 電話：（076）263 - 2161（大代表）</p>
<p style="text-align: center;"><b>東海農政局</b></p> <p>〒460 - 8516 名古屋市中区三の丸1丁目2番2号 電話：（052）2017271（大代表）</p>
<p style="text-align: center;"><b>近畿農政局</b></p> <p>〒602 - 8054 京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町 京都農林水産総合庁舎 電話：（075）4519161（大代表）</p>
<p style="text-align: center;"><b>中国四国農政局</b></p> <p>〒700 - 8532 岡山市下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎 電話：（086）224 - 4511（大代表）</p>
<p style="text-align: center;"><b>九州農政局</b></p> <p>〒860 - 8527 熊本市二の丸1番2号 熊本合同庁舎 電話：（096）353 - 3561（大代表）</p>

# 目 次

## 〔 1 〕 一般競争及び指名競争参加資格審査申請受付要領

1. 公示日及び場所	1
2. 受付期間	1
3. 受付場所	2
4. 受付する契約の業種区分	2
5. 申請上の留意事項	2
6. 申請書及び添付書類の作成方法	3
7. 納税証明書（写し可）の提出	10
8. 委任状の提出	10
9. 申請書提出後の変更等の届出	10

## 〔 2 〕 記載例

## 〔 3 〕 申請書様式等

様式 1	一般競争（指名競争）参加資格審査申請書 （測量・建設コンサルタント等）	[ 必須 ]
様式 2	技術者経歴書	[ 必須 ]
様式 3	営業所一覧表	[ 必須 ]
資料 1	登記事項証明書（法人の場合）（写し可）（略）	[ 必須 ]
資料 2	登録証明書等（略）	[ 必須 ]
資料 3	財務諸表類（略）	[ 必須 ]
資料 4 - 1 ~ 4 - 3	納税証明書（写し可） （法人税、消費税及び地方消費税又は所得税、消費税及び地方消費税）	[ 必須 ]
任意様式	委任状	[ 任意 ]

- ・ [ 必須 ] と記されている様式等は、必ず提出して下さい。
- ・ 資料 1 ・ 資料 2 ・ 資料 3 ・ 資料 4 は申請者が用意する書類です。
- ・ 委任状は代理人による申請をする場合には必ず提出して下さい。

## 〔 1 〕 一般競争及び指名競争参加資格審査申請受付要領

平成 2 1 年度及び平成 2 2 年度における各地方農政局が発注する測量・建設コンサルタント等の契約に係る一般競争及び指名競争参加資格の審査申請の受付は、下記により行います。

### 記

#### 1 . 公示日及び場所

平成 2 0 年 1 0 月 3 1 日 ( 金 )

各地方農政局 ( 東北・関東・北陸・東海・近畿・中国四国・九州 )

各地方農政局管内各事業 ( 務 ) 所

#### 2 . 受付期間

##### 1 ) インターネット一元受付を利用し申請する場合

###### ア . パスワード申請申込期間

平成 2 0 年 1 1 月 4 日 ( 火 ) ~ 平成 2 0 年 1 1 月 2 8 日 ( 金 )

###### イ . 入力プログラムのダウンロード期間

平成 2 0 年 1 1 月 4 日 ( 火 ) ~ 平成 2 1 年 1 月 1 5 日 ( 木 )

###### ウ . 申請受付期間

平成 2 0 年 1 2 月 1 日 ( 月 ) ~ 平成 2 1 年 1 月 1 5 日 ( 木 )

##### 2 ) 各地方農政局に提出する場合

平成 2 0 年 1 2 月 1 5 日 ( 月 ) ~ 平成 2 1 年 1 月 3 0 日 ( 金 )

##### 3 ) 各地方農政局管内事業 ( 務 ) 所に提出する場合

平成 2 0 年 1 2 月 1 5 日 ( 月 ) ~ 平成 2 1 年 1 月 2 3 日 ( 金 )

##### 4 ) 郵送による場合 ( 書留郵便 で郵送願います。 )

受付期間 平成 2 0 年 1 2 月 1 日 ( 月 ) ~ 平成 2 1 年 1 月 1 5 日 ( 木 )

( 1 月 1 5 日の消印有効 )

送付先 各地方農政局整備部設計課経理係

郵送による場合は、別添受付通知票 ( はがき ) に切手を貼付し表に返信先を記載して、必ず申請書類とともに提出してください。

なお、記載内容に訂正又は疑義が生じた場合は、再提出や説明を求めることがあります。

注) ・土曜日、日曜日、祝休日及び平成 2 0 年 1 2 月 2 9 日 ( 月 ) から平成 2 1 年 1 月 2 日 ( 金 ) までは受付を行いませんので、ご注意願います。

・締切日の前 1 週間程は特に混雑が予想され申請手続きに長時間を要することがありますので、なるべく早めに申請していただけるようご協力をお願い致します。

・今回の受付期間以外にも常時受付を行います。各地方農政局における資格取得が若干遅れることがありますので了承願います。

### 3. 受付場所

#### 1) 各地方農政局整備部設計課経理係

内線番号(東北・4150、関東(048-740-0535)、北陸・3522、  
東海・2614、近畿・2516、中国四国・2620、九州・4614)

**本社(店)が所在する地方農政局管内の窓口へ提出して下さい。**(全農政局への登録を行うことができます。)

#### 2) 各地方農政局管内事業(務)所

注)・各地方農政局の所在地及び電話番号については、表紙を参照して下さい。

- ・管内各事業(務)所の受付場所については、別紙管内地方受付場所一覧表を参照して下さい。
- ・地方農政事務所では、受付いたしませんのでご注意下さい。

### 4. 受付する契約の業種区分

受付する契約の業種区分は、次のとおりです。

コード番号	業 種 の 区 分	内 容
71	測量	測量法(昭和24年法律第188号)第55条による登録を受けて営む業務
72	土地家屋調査	土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第6条による登録を受けて営む業務
73	建設コンサルタント	公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第19条第3号に規定する建設コンサルタントに係る業務
74	建築士事務所	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条による登録を受けて営む業務
75	計量証明	計量法(平成4年法律第51号)第107条による登録を受けて営む業務
76	地質調査	地質調査業者登録規程第2条に規定する地質調査に係る業務
77	補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程第2条に規定する補償コンサルタントに係る業務
78	その他	その他の営む業務

### 5. 申請上の留意事項

- 1) 申請書の提出部数は1部です。(本社(店)が所在する地方農政局に提出して下さい。各局の管轄する都府県は、下表のとおりです。)

局 名	管 轄 区 域
東北農政局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東農政局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農政局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

地方農政局に対する資格審査ですので、北海道及び沖縄県は管轄区域外となります。

申請者の本社(店)が北海道に所在する場合には東北農政局へ、沖縄県の場合には





計量法（平成4年法律第51号）第107条による登録を受けている場合。

その他の登録を受けている場合は、登録事業名を空白の欄に記載して下さい。

サ.「17 測量等実績高（消費税は含まない額。）」の各欄については、次により記載して下さい。

「直前1年度分決算」とは基準日に確定した決算を含む過去1事業年度の決算を、「直前2年度分決算」とは直前第1年度の前の事業年度の決算を、「直前2ヶ年間の年間平均実績高」とは両決算に基づき算定した年間平均実績高をそれぞれ記載して下さい。

なお、決算が1事業年度1回の場合は、右欄に記載して下さい。

また、個人企業から会社組織に移行した場合又は他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体又は吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。）を含めた実績を記載して下さい。

「申請を希望する部局名」欄については、1～7欄に以下の分類により希望する部局の欄に「」を記載して下さい。

1	東北農政局	2	関東農政局	3	北陸農政局	4	東海農政局
5	近畿農政局	6	中国四国農政局	7	九州農政局		

シ.「18 有資格者数」欄については、該当する有資格者の人数を記載して下さい。但し、1級及び2級を有する者については、1級だけに計上して下さい。

・「技術士農業部門」及び「技術士補農業部門」については、技術士法による技術士及び技術士補であつて、技術士農業部門にあつては農業部門の農業土木、地域農業開発計画、農村環境を選択した者、技術士補にあつては農業部門の農業土木、地域農業開発計画、農村環境を選択した者を記載して下さい。

・「畑地かんがい技士」及び「畑地かんがい技士補」については、（社）畑地農業振興会が認定した者を記載して下さい。

・「農業水利施設機能総合診断士」については、（社）農業土木事業協会が認定した者を記載して下さい。

・「土地改良補償業務管理者」及び「土地改良補償業務管理者補」については、（社）土地改良測量設計技術協会が認定した者を記載して下さい。

・「専門学科卒業後、農業土木実務経験7年以上の者」については、大学（旧制専門学校及び旧制大学を含む。）及び高校（旧制実業学校を含む。）の**農業土木科卒業者**（農業工学、生産環境学や農業生産学などで農業土木学コースを卒業した者を含む。）であつて、かつ、**農業土木関係の実務に7年以上従事した者**を記載してください。

・「土地改良事業用地補償業務7年以上の者」については、土地改良事業（土地改良法に基づく事業）において用地補償関係の実務に7年以上従事した者を記載して下さい。

・「農業土木技術管理士」については、（社）土地改良測量設計技術協会の試験に合格し登録を受けた者を記載してください。

・「RCCM」については、（社）建設コンサルタンツ協会の試験に合格し農業土木部門の登録を受けている者を記載して下さい。

ス.「19 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門」欄については、建設コンサルタント登録規程及び補償コンサルタント登録規程に基づき登録を受けている部門について、

下表の登録部門に対応する番号に 印を付して下さい。

#### 建設コンサルタント業務

登録部門	番号	登録部門	番号	登録部門	番号
河川、砂防及び海岸・海洋	1	港湾及び空港	2	電力土木	3
道路	4	鉄道	5	上水道及び工業用水道	6
下水道	7	農業土木	8	森林土木	9
水産土木	10	廃棄物	11	造園	12
都市計画及び地方計画	13	地質	14	土質及び基礎	15
鋼構造及びコンクリート	16	トンネル	17	施工計画、施工設備及び積算	18
建設環境	19	機械	20	電気電子	21

#### 補償コンサルタント業務

登録部門	番号	登録部門	番号	登録部門	番号
土地調査	22	土地評価	23	物件	24
機械工作物	25	営業補償・特殊補償	26	事業損失	27
補償関連	28	総合補償部門	29		

セ.「20 自己資本額」の各欄については、次により記載して下さい。(以下金額は、千円未満四捨五入で記載して下さい。)

「株主資本」欄には、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額を記載して下さい。(有限会社にあつては「新株式申込証拠金」とあるのは「出資申込証拠金」と、「自己株式払込証拠金」とあるのは「自己持分申込証拠金」と、「自己株式」とあるのは「自己持分」として下さい。)

外資系企業の場合には、「株主資本」欄の合計額の上段( )内に外国資本の額を内数で記載して下さい。

組合にあつては組合の基本財産と組合員の払込資本金に利益剰余金を加えた額の合計額を記載して下さい。

個人にあつては、「計」欄に、純資産合計(期首資本金+事業主利益+事業主借勘定-事業主貸勘定)の額を記載して下さい。

個人(青色申告)の方は、確定申告控えにある貸借対照表から、(事業主借+元入金+青色申告特別控除前の所得金額)-事業主貸で出た金額を個人事業者における「株主資本」とします。その他、評価・換算差額等、新株予約権という概念が個人事業者の財務諸表にないため、そのまま(P)も同じ金額を記載して下さい。

個人(白色申告)の方は、確定申告書の控えから確認できないため、自己資本額は「0」での申請になります。

白色申告の個人が青色申告にある貸借対照表のフォームを用いて任意で貸借対照表を作成した場合には、それをもとに自己資本額を記入して下さい。

「評価・換算差額等」欄には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があつた場合には、その合計の額を記載して下さい。

「新株予約権」欄には、新株予約権があつた場合にはその額を記載して下さい。

ソ.「21 損益計算書」の「税引前当期利益」欄については、直前1年度分決算によって記載して下さい。

さい。

タ.「22 貸借対照表」の「流動資産」、「流動負債」、「固定資産」及び「総資本額」の各欄については、直前1年度分決算によって記載して下さい。

チ.「23 経営比率」の「総資本純利益率」、「流動比率」、及び「自己資本固定比率」の各欄については、それぞれ小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点第一位までの数値を記載して下さい。

ツ.「24 外資状況」については、外資系企業(日本国籍会社を含む)の場合に、該当する会社区分の番号に印を付すとともに、[ ]内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載して下さい。なお、「2日本国籍会社(比率100%)とは100パーセント外国資本の会社を、「3日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいいます。

テ.「25 営業年数等」の「営業年数」欄については、競争への参加を希望する業種に係る事業の開始日(2業種以上のときは最も早い開始日)から基準日までの期間から、当該事業で中断した期間を控除した期間(1年未満切捨て)を記載して下さい。

ト.「26 常勤職員の数」の「技術職員」及び「事務職員」の各欄には、基準日の前日において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「その他の職員」欄には、それ以外の職員の数を記載して下さい。また、「計」欄には、法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記載し、「役員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記載して下さい。

なお、本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項(定期・定額給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等)を有することをいいます。

## 2) 技術者経歴書(様式2)

この様式については、様式の末尾にある記載要領に従って記載して下さい。

なお、畑地かんがい技士、同技士補及び公共用地取得実務経歴7年以上の者も記載して下さい。

## 3) 営業所一覧表(様式3)

・記載対象は、本社(店)及び常時契約を締結する支店等営業所の登録となりますので、ここに記載する営業所等は、申請を希望する部局と契約ができることを確認の上、記載して下さい。

(本社(店)の「契約営業所名称」「郵便番号」「所在地」「電話番号」・「FAX番号」欄については記載不要です。)

・「契約営業所名称」欄の( )内には、営業所等の所長等の役職名、氏名を記載して下さい。

・「営業区域」の欄には、「契約営業所名称」欄に記載した営業所に対応する「営業区域」を下記の都道府県コードから選び記載して下さい。

コード	都府県名	コード	都府県名	コード	都府県名	コード	都府県名	コード	都府県名
00	全国	10	群馬県	20	長野県	30	和歌山県	40	福岡県
		11	埼玉県	21	岐阜県	31	鳥取県	41	佐賀県
02	青森県	12	千葉県	22	静岡県	32	島根県	42	長崎県
03	岩手県	13	東京都	23	愛知県	33	岡山県	43	熊本県
04	宮城県	14	神奈川県	24	三重県	34	広島県	44	大分県

05	秋田県	15	新潟県	25	滋賀県	35	山口県	45	宮崎県
06	山形県	16	富山県	26	京都府	36	徳島県	46	鹿児島県
07	福島県	17	石川県	27	大阪府	37	香川県		
08	茨城県	18	福井県	28	兵庫県	38	愛媛県		
09	栃木県	19	山梨県	29	奈良県	39	高知県		

- ・更新業者の営業所記載順序に関しては、前回申請を行った順番と同じ順序で記載して下さい。  
前回申請時の営業所記載順序が不明な場合には、受付窓口までお越しいただければ、後ほど郵送にて前回の営業所記載順序が記された書類を送付いたします。なお、送付の際の切手代は別途申し受けます。
- ・営業所が閉鎖された場合には、営業名称のみを記載し、所在地に“閉鎖”と記載して下さい。

<例>

契約営業所名称	所在地									
愛知営業所	閉	鎖								

- ・今回申請を行わない営業所の場合には、営業名称のみを記載し、所在地に“今回は申請しない”と記載して下さい。

<例>

契約営業所名称	所在地									
岐阜営業所	今	回	は	申	請	し	な	い		

- ・営業所が統合された場合には、閉鎖される営業所については、営業名称のみを記載し、所在地に統合され、存続する営業所名称を記載して下さい。

<例>名古屋営業所に三重営業所を統合（名古屋営業所が存続する）

契約営業所名称	所在地										
名古屋営業所	愛	知	県	名	古	屋	市	中	区	・	・
三重営業所	名	古	屋	営	業	所	に	統	合		

- ・営業所が新設された場合には、営業所一覧の最後に追加して下さい。  
別添の様式3の記入例も参照下さい。

#### 4) 登記事項証明書（法人の場合）

登記事項証明書とは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号に規定する株式会社登記簿等に記載されている事項を証明した書面（同法第10条に規定する書面）をいいます。

#### 5) 登録証明書等

6-1) - コ - ~ に掲げた各登録事業等を記載する場合には、添付書類として該当する登録証明書の写しが必要となります。

なお、競争への参加を希望しない業種に係るものは提出を要しません。

- ・証明年月日は申請書提出時以前の3ヶ月以内のものとし、（現況報告書については、申請日

の直近のもの。)

測量・土地家屋調査・建築士事務所・計量証明の業種区分を希望する方は、申請の際に次の該当する証明書等が必要となります。(前記にかかる登録を受けていない方は、当該業種の申請を希望することはできません。)

測量業者	・・・測量業者登録証明書
建築士事務所	・・・建築士事務所登録証明書
建設コンサルタント	・・・建設コンサルタント登録(通知)
地質調査業者	・・・地質調査業者登録(通知)
補償コンサルタント	・・・補償コンサルタント登録(通知)
不動産鑑定業者	・・・不動産鑑定業者であることを証明する書面
土地家屋調査士	・・・土地家屋調査士であることを証明する書面
司法書士	・・・司法書士であることを証明する書面
計量証明事業者	・・・計量証明事業者登録証明書
その他	・・・その他登録事業等に係る証明書等

#### 6) 財務諸表類

申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表(個人にあっては、これらの類する書類)をいいます。

#### 7) 建設コンサルタント登録規程第7条、地質調査業者登録規程第7条又は補償コンサルタント登録規程第7条による現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受けた現況報告書の副本の写しを提出した者であって、競争への参加を希望する業種区分が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合には、2)、4)及び6)の書類の添付を省略することができます。但し、希望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合とします。

また、現況報告書の副本の写しに審査対象となる資格者が記載されていない場合には、当該審査対象者となる資格者についての技術者経歴書を提出して下さい。

#### 8) 外国事業者が申請する場合の提出書類等

ア. 申請書の「07 住所」欄については、本店の所在する国名及び所在地名を記載して下さい。

なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載して下さい。

イ. 申請書の「08 商号又は名称」欄については、株式会社等法人の種類を表わす漢字が商号に無い場合には、略号の記載は不要である。

ウ. 登記簿謄本又は身分証明書及び納税証明書については、証明書等に代えて、当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面とします。

エ. 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付して下さい。

オ. 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載して下さい。

7. 納税証明書（写し可）の提出

直前1年間における法人税又は所得税の納入状況についての税務署が発行する証明書を提出して下さい。（但し、申請書提出前、3ヶ月以内に発行されたものを有効とします。）

**なお、納税証明書の添付がなされていない場合は、申請書を受理出来ません。**

8. 委任状の提出（任意様式）

代理人が代理申請をする場合には、申請者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を作成して提出して下さい。（正本を提出して下さい。）

9. 申請書提出後の変更等の届出

**申請書提出後、その内容に変更が生じたときは、速やかに下記により変更届を必ず提出して下さい。**

なお、変更届には、**登録番号を明記の上、別紙「競争契約参加資格審査申請書変更届」により本社(店)が所在する地方農政局(本局)の担当窓口(資格審査申請書の提出先と同じ)へ1部提出**して下さい。（郵送可）

記

変 更 事 項	添 付 書 類
廃業等の場合（登録を受けた者が死亡したとき、法人が合併により消滅したとき、法人が破産により解散したとき、法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき並びに登録を受けた登録部門に係る営業を廃止したとき）	当該事項変更届 登記事項証明書（写）等
住所、商号又は名称及び代表者の氏名を変更した場合（必ずフリガナをつけてください。）	当該事項変更届 登記事項証明書（写）＜法人の場合＞ 住民票（写） ＜個人の場合で住所の変更の場合＞ 戸籍謄本（又は抄本）（写） ＜個人の場合で氏名の変更の場合＞
個人企業より法人組織に変更した場合及び法人組織を変更した場合	当該事項変更届 登記事項証明書（写） 許可証明書（写）
電話番号等を変更した場合	当該事項変更届
許可・登録等の状況について変更があった場合	当該事項変更届 許可・登録等の証明書（写）
営業所等の名称、代表者、所在地及び電話番号等に変更があった場合	当該事項変更届

登録番号の更新（登録番号が変わらない場合）は、変更届の提出の必要はありません。

資格認定後、以下の手続き等が必要となります。

1. 営業所一覧表（様式3）に営業所の記載がある場合は、資格確認通知書を発行した局に対して、委任状（2ヶ年分）の提出。

2. 電子入札参加には、電子証明書（ICカード）の取得等が必要となります。

・問い合わせ先：電子入札センター

T E L 048-254-6031 ( 9:00 ~ 12:00、 13:00 ~ 16:00 土日祝祭日を除く )

F A X 048-254-6041

e-mail [help@maff-ebic.go.jp](mailto:help@maff-ebic.go.jp)



〔 2 〕 記 載 例（測量・建設コンサルタント等）

様式1(1)

申請を更新される方は、必ず前回受付(19・20年度登録番号)番号を記載して下さい。

01	1: 新規	02 受付番号		03 業者コード		申請者	05 適格組	平成	年	月	日
	2: 更新	前回受付番号	041534			04 の規模	合証明	第			号

該当する番号に をして下さい。 競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)

平成21年度及び平成22年度において、農林水産省地方農政局で行われる測量・建設コンサルタント等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。  
 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

平成20年12月22日 提出年月日を記載して下さい。

東海農政局長

06 本社(店)郵便番号 460 0001

フリガナ アイチケンナコ`ヤシナカクマルノウチ

07 本社(店)住所 愛知県名古屋市中区丸の内1-2-1

フリガナ メイシ`ヨウコンサルタント

08 商号又は名称 (株)名城コンサルタント

09 役職 代表取締役

フリガナ ノウリン`コシ`ロウ

代表者氏名 農林 小次郎

姓と名の間は、1文字空けて下さい。(フリガナを含む。)

フリガナ ナコ`ヤ`コ`ロウ

10 担当者氏名 名古屋 五郎

11 本社(店)電話番号 052-600-0600

12 担当者電話番号 052-600-0600 (内線番号 3507)

13 本社(店)FAX番号 052-600-0624

14 メールアドレス knorlin@sepla.ocn.ne.jp

15 申請代理人 申請代理人 郵便番号

申請代理人住所

申請代理人氏名 印 申請代理人電話番号

16 登録を受けている事業

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
測量業者	第 123号	昭和40年 1月 1日	建築士事務所	第 456号	平成4年 4月 4日	建設コンサルタント	第 678号	平成6年 6月 6日
地質調査業者	第 234号	昭和50年 2月 2日	補償コンサルタント	第 567号	平成5年 5月 5日	不動産鑑定業者	第 号	年 月 日
土地家屋調査士	第 345号	平成 3年 3月 3日	司法書士	第 号	年 月 日	計量証明事業者	第 号	年 月 日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

欄については、記入しないこと。(以下同じ)



様式1(3)

受付番号

業者コード

建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務コード表に対応する番号に をして下さい。

19 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門

建設コンサルタント業務														補償コンサルタント業務																						
①	2	3	④	5	6	7	⑧	9	10	11	12	⑬	⑭	15	16	17	18	19	20	⑳	22	㉓	24	25	26	27	28	29								
及び海 岸・海 洋	河川、 砂防	空 港	港 湾及 び	電 力土 木	道 路	鉄 道	工 業用 水道	上 水道 及び	下 水道	農 業土 木	森 林土 木	水 産土 木	廃 棄物	造 園	地 方計 画	都 市計 画及 び	地 質	基 礎	土 質及 び	コ ンク リート	鋼 構 造及 び	ト ン ネ ル	設 備及 び積 算	施 工計 画、 施 工	建 設環 境	機 械	電 気・ 電 子	土 地調 査	土 地評 価	物 件	機 械工 作物	特 殊補 償	営 業補 償・	事 業損 失	補 償関 連	総 合補 償部 門

20 自 己 資 本 額	区 分	直 前 決 算 時 (千円)										
	(うち外国資本)											
	株 主 資 本							2	5	0	0	0
	評 価 ・ 換 算 差 額 等							1	2	0	0	0
	新 株 予 約 権								1	0	0	0
	計							3	8	0	0	0
(P) (再掲)								3	8	0	0	0

21 損益計算書	税引前当期利益(千円)(S)								3	5	0	0	0
22 貸借対照表	流動資産(千円)(m)								2	0	0	0	0
	流動負債(千円)(n)								1	5	0	0	0
	固定資産(千円)(Q)								1	0	0	0	0
	総資本額(千円)(R)								3	0	0	0	0

23 経営比率	総資本純利益率 (S/R×100)		1	1	.7	(%)	
	流 動 比 率 (m/n×100)		1	3	3	.3	(%)
	自己資本固定比率 (P/Q×100)		4	5	.0	(%)	

小数点以下第2位の数値を四捨五入して、小数点以下第1位までの数値を記載してください。

24 外 資 状 況	1 外国籍会社	3 日本国籍会社
	[ 国 名 : ]	[ 国 名 : ]
	2 日本国籍会社	(外資比率: %)
	[ 国 名 : ]	[ 国 名 : ]
(外資比率: 100%)		(外資比率: %)

25 営 業 年 数 等	創 業	昭和30年 1月 1日
	休 業 期 間 又 は	年 月 日から
	転 ( 廃 ) 業 の 期 間	年 月 日まで
	現 組 織 へ の 変 更	昭和30年 1月 1日
営 業 年 数		5 1 年

26常勤職員の数(人)	技術職員	事務職員	その他の職員	計	役員等		
	2	0	3	1	2	4	4

は の内数



提出年月日を記入して下さい。

平成21年8月9日

東海農政局長 殿

当社が所在する地方農政局長あてとし、  
本社の所在する局へ提出して下さい。

代理人による申請を行う場合は、申請代理人の住所、氏名を記載して下さい。

下記のとおり変更があったので届出をします。

### 1. 変更内容

記

変更事項をわかりやすく記載し、変更事項が決定次第早急に提出して下さい。

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
<p>変更事項の変更前及び変更後の記載例は次ページを参考に して下さい。</p>			

### 2. 変更事項に係る添付書類名 登記事項証明書の写し

記載要領

1. 申請部数は登録業種（建設工事、測量・建設コンサルタント等）別に1部とし、本社（店）が所在する地方農政局（本局）の担当窓口へ提出願います。（郵送可）
2. 登録されている資格の種類を、表題の（建設工事、測量・建設コンサルタント等）に 印を付すこと。
3. 「登録部局」の欄には、既に登録されている局名に 印を付すこと。
4. 「受付番号」の欄には、資格確認通知書等に記載された受付番号を記載すること。
5. 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。また、添付書類については「申請手引」を参照して下さい。

## 既許契約参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量・建設コンサル

申請をしてある業種及び申請局を  
で囲んで下さい。

登録部局名 東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州

受付番号 040001

住所 〒460-0001

愛知県名古屋市中区栄1-1-1

商号又は名称 名城建設（株）

代表者氏名 名古屋 章雄

（担当者氏名） 加藤 三郎

印

申請代理人

住所 〒460

代理人による申請を行う場合は、  
代表者印は不要です。

愛知県名古屋市熱田区白鳥1-2-3

氏名 井上 農水

印

変更事項の変更前及び変更後の記載例

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
<p>例 1 . 代表者及び支店長が変更した場合                      ( 代表者が変更した場合は、新代表者氏名にフリガナを記入すること。 )</p>			
代表者氏名及び役職	代表取締役 加賀 公一	代表取締役社長 <small>フジマ ユウジ</small> 輪島 功二	H21.6.27
受任者の変更	名古屋支店 支店長 鈴木 一朗	執行役員支店長 豊田 史郎	H21.6.27
<p>例 2 . 本社及び支店の住所が変更した場合                      ( 本社の住所が変更した場合は、新住所にフリガナを記入すること。 )</p>			
本社の住所	〒 - 東京都千代田区霞が関 -	〒 - <small>トウキョウトチュウオウクニホンバシ</small> 東京都中央区日本橋 -	H21.8.1
支店の住所	名古屋支店 〒 - 愛知県名古屋市中区 -	〒 - 愛知県名古屋市東区 町 -	H21.8.1

### 〔 3 〕 申請書様式（測量・建設コンサルタント等）

注）申請に当たっては、この冊子の用紙をお使い下さい。  
なお、必要に応じこの用紙を適宜複写し使用して下さい。

様式1(1)

01	1: 新規
	2: 更新

02 受付番号									
前回受付番号									

03 業者コード																			
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

申請者		05 適格組	平成	年	月	日
04 の規模		合証明	第			号

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)

平成21年度及び平成22年度において、農林水産省地方農政局で行われる測量・建設コンサルタント等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。  
 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日

農 政 局 長 殿

06 本社(店)郵便番号

フリガナ

07 本社(店)住所

フリガナ

08 商号又は名称

09 役 職

フリガナ

代表者氏名

印

10 担当者氏名

11 本社(店)電話番号

12 担当者電話番号

(内線番号 )

13 本社(店)FAX番号

14 メール  
アドレス

15 申請代理人

申請代理人 郵便番号

申請代理人 住 所

申請代理人 氏 名

印 申請代理人 電話番号

16 登録を受けている事業

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
測量業者	第 号	年 月 日	建築士事務所	第 号	年 月 日	建設コンサルタント	第 号	年 月 日
地質調査業者	第 号	年 月 日	補償コンサルタント	第 号	年 月 日	不動産鑑定業者	第 号	年 月 日
土地家屋調査士	第 号	年 月 日	司法書士	第 号	年 月 日	計量証明事業者	第 号	年 月 日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

欄については、記入しないこと。(以下同じ)





様式2

受付番号											
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

業者コード											
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(種類)

技 術 者 経 歴 書

氏 名	最 終 学 歴		法令による免許等		実 務 経 歴	実務経験年月数
	学校の種類	専攻学科	名 称	取 得 年 月 日		
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月

記載要領

- 1 本表は、土木、建築若しくは設備又は職種の各別に作成すること。  
また、「氏名」の記載は、営業所（本店又は支店若しくは常時契約を締結する事務所）ごとにまとめて行い、その直前に、（ ）書きで当該営業所名を記載すること。
- 2 「学校の種類」の欄には、大学、高等専門学校等の別を記載すること。
- 3 「法令による免許等」の欄には、業務に関し法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記載すること。  
（例： 建築士、 土木施工管理技士）
- 4 「実務経歴」の欄には、最近のものから記載し、純粹に測量、建設コンサルタント等業務に従事した職種及び地位を記載すること。



# 競争契約参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量・建設コンサルタント等）

平成 年 月 日

農政局長 殿

登録部局名 東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州

受付番号

住 所 〒

商号又は名称

代表者氏名

（担当者氏名）

印

申請代理人

住 所 〒

氏 名

印

下記のとおり変更があったので届出します。

記

## 1. 変更内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

## 2. 変更事項に係る添付書類名

### 記載事項

1. 申請部数は登録業種（建設工事、測量・建設コンサルタント等）別に1部として、本社(店)が所在する地方農政局（本局）の担当窓口へ提出願います。（郵送可）
2. 登録されている資格の種類を、表題の（建設工事、測量・建設コンサルタント等）に 印を付すこと。
3. 「登録部局」の欄には、既に登録されている局名に 印を付すこと。
4. 「受付番号」の欄には、資格確認通知書等に記載された受付番号を記載すること。
5. 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。また、添付書類については「申請手引」を参照して下さい。

(資料4 - 1)

国税通則法施行規則別紙第9号書式(その3)・・・個人、法人兼用

(未納の税額のないことの証明)

個人の場合・・・申告所得税、消費税及び地方消費税

法人の場合・・・法人税、消費税及び地方消費税 で未納の税額がないこと  
の証明を所轄税務署において受けて下さい。

## 納税証明書

(その3・未納税額の無い証明用)

住所(所在地)

氏名(名称)

税について未納の税額はありません。

第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

税務署長

財務事務官

印

(資料4 - 2)

国税通則法施行規則別紙第9号書式(その3の3)・・・法人の場合  
(「法人税と消費税及び地方消費税」について未納のないことの証明)

## 納税証明書

(その3の3・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」  
について未納税額の無い証明用)

住所(所在地)

氏名(名称)

代表者

- 1 法人税について未納の税額はありません。
- 2 消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。

以下余白

第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

税務署長  
財務事務官

印

( 資料 4 - 3 )

国税通則法施行規則別紙第 9 号書式 ( その 3 の 2 ) ・ ・ ・ 個人の場合  
( 「 申告所得税と消費税及び地方消費税 」 について未納のないことの証明 )

### 納税証明書

( その 3 の 2 ・ 「 申告所得税 」 及び 「 消費税及地方消費税 」  
について未納税額の無い証明用 )

住所 ( 所在地 )

氏名 ( 名称 )

- 1 申告所得税について未納の税額はありません。
- 2 消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。

以 下 余 白

第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

税務署長  
財務事務官

印

## 東北農政局管内地方受付場所

下記の事業（務）所においても受付します。

事業（務）所名	電話番号	住 所
津軽農業水利事務所	0173-42-7211	青森県つがる市木造萩野 1 8 - 7
北奥羽土地改良調査管理事務所	0172-32-8457	青森県弘前市大字新寺町 1 4 9 - 2
馬淵川沿岸農業水利事業所	0195-32-2121	岩手県二戸郡一戸町一戸字大越田 9 8 - 6
和賀中部農業水利事業所	0197-71-7725	岩手県北上市和賀町長沼 6 地割 1 3 1 - 1
いさわ南部農地整備事業所	0197-51-2201	岩手県奥州市水沢区中上野町 3 - 2
北上土地改良調査管理事務所	019-641-6655	岩手県盛岡市青山四丁目 1 1 - 1
大崎農業水利事務所	0229-24-3311	宮城県大崎市古川大幡字月蔵 1 1 9 - 1
土地改良技術事務所	022-295-5544	宮城県仙台市宮城野区幸町 3 丁目 1 4 - 1
中津山農業水利事業所	0225-62-8730	宮城県石巻市相野谷字飯野川町 1 5 9 - 1
平鹿平野農業水利事業所	0182-35-7781	秋田県横手市大屋新町字大平 9 9 - 3 9
西奥羽土地改良調査管理事務所	018-832-9033	秋田県秋田市中通六丁目 7 - 9 (社)秋田県畜産会館内)
最上川下流沿岸農業水利事業所	0234-42-3612	山形県東田川郡庄内町余目字滑石 5 4 - 1
米沢平野農業水利事業所	0238-26-1610	山形県米沢市駅前 3 丁目 1 - 1 9
阿武隈土地改良調査管理事務所	024-555-3780	福島県福島市笹谷字稲場 3 8 - 7
新安積農業水利事業所	024-922-4370	福島県郡山市開成二丁目 3 6 - 2 0
隈戸川農業水利事業所	0248-44-4635	福島県西白河郡矢吹町八幡町 4 0 9 - 1

## 関東農政局管内地方受付場所

下記事業（務）所においても受付します。

事業（務）所名	電話番号	住 所
利根川水系土地改良調査管理事務所	04-7131-7141	千葉県柏市根戸 4 7 1 - 6 5
西関東土地改良調査管理事務所	0537-35-3251	静岡県菊川市加茂 2 2 8 0 - 1
土地改良技術事務所	048-254-0511	埼玉県川口市南町 2 - 5 - 3
両総農業水利事業所	0475-52-6262	千葉県東金市松之郷 2 3 3 3
北総中央農業水利事業所	043-444-5291	千葉県八街市に 4 5 6 - 1
那珂川沿岸農業水利事業所	029-227-7571	茨城県水戸市中河内町 9 6 0 - 1
神流川沿岸農業水利事業所	0495-24-3664	埼玉県本庄市北堀 1 7 0 0 - 2
中信平二期農業水利事業所	0263-40-5521	長野県松本市大字島立 2 1 6 7 - 5
大井川用水農業水利事業所	0547-37-3633	静岡県島田市中央町 3 0 - 1
渡良瀬川中央農地防災事業所	0276-25-3435	群馬県太田市大島町 5 8 2 - 1

## 北陸農政局管内地方受付場所

下記事業（務）所においても受付します。

事業（務）所名	電話番号	住 所
信濃川水系土地改良調査管理事務所	025-231-5141	新潟市中央区川岸町1丁目49-3
西北陸土地改良調査管理事務所	0761-21-9911	石川県小松市園町ホ85番地1
土地改良技術事務所	076-292-7900	金沢市新神田4丁目3番10号
佐渡農業水利事業所	0259-66-4440	新潟県佐渡市畑野甲533
新川流域農業水利事業所	0256-73-6200	新潟市西蒲区巻甲5488
柏崎周辺農業水利事業所	0257-24-5731	新潟県柏崎市南半田18番15号
九頭竜川下流農業水利事業所	0776-68-5500	福井県坂井市丸岡町愛宕2番
白根郷農地防災事業所	025-373-4537	新潟市南区杉菜3番24号
常願寺川沿岸農地防災事業所	076-420-2641	富山市黒崎275

## 東海農政局管内地方受付場所

下記事業（務）所においても受付します。

事業（務）所名	電話番号	住 所
木曾川水系土地改良調査管理事務所	052-871-4420	愛知県名古屋市昭和区白金 3-11-16
土地改良技術事務所	052-232-1057	愛知県名古屋市中区三の丸 1-2-2
新矢作川用水農業水利事業所	0566-74-7327	愛知県安城市大東町 22-16
宮川用水第二期農業水利事業所	0596-31-0555	三重県伊勢市御園町新開 892
新濃尾農地防災事業所	0586-47-7720	愛知県一宮市八幡 5-1-14

## 近畿農政局管内地方受付場所

下記事業（務）所においても受付します。

事業（務）所名	電話番号	住 所
大和紀伊平野農業水利事務所	0744-21-5100	奈良県橿原市城殿町 459 番地
淀川水系土地改良調査管理事務所	075-602-1313	京都府京都市伏見区桃山町永井久太郎 56 番地
淀川水系土地改良調査管理事務所 加古川水系広域農業水利施設総合管理所	0794-87-3321	兵庫県三木市志染町三津田 1525
南近畿土地改良調査管理事務所	0747-52-2791	奈良県吉野郡大淀町下湊 388-1
土地改良技術事務所	075-641-6391	京都府京都市伏見区深草大亀谷大山町 官有地
新湖北農業水利事業所	0794-85-6310	滋賀県伊香郡高月町渡岸寺 151-3
野洲川沿岸農地防災事業所	0748-63-8591	滋賀県甲賀市水口町暁 3 番 4 3 号

## 中国四国農政局管内地方受付場所

下記事業（務）所においても受付します。

事業（務）所名	電話番号	住所
四国東部農地防災事務所	088-672-5252	徳島県板野郡板野町川端字庄境2 - 1
中国土地改良調査管理事務所	082-819-1617	広島市安佐北区可部2丁目6 - 15
四国土地改良調査管理事務所	0877-56-8260	丸亀市飯山町真時677 - 1
土地改良技術事務所	086-223-2777	岡山市桑田町1番36号
中海干拓建設事業所	0852-76-2171	松江市八束町江島1054 - 5
斐伊川沿岸農業水利事業所	0853-72-7440	島根県簸川郡斐川町大字庄原町105番地
岡山南部農業水利事業所	0866-93-1121	総社市中央1丁目5 - 35
香川用水土器川沿岸農業水利事業所	0877-59-7370	丸亀市飯山町川原1114 - 1 飯山市民総合センター3F
那賀川農地防災事業所	0884-23-3833	阿南市日開野町西居内456
香川農地防災事業所	087-868-7575	高松市三条町242 - 1
高知三波川帯農地保全事業所	088-878-2455	南国市立田405
高瀬農地保全事業所	0889-20-0201	高知県高岡郡佐川町甲1591

## 九州農政局管内地方受付場所

下記事業（務）所においても受付します。

事業（務）所名	電話番号	住 所
筑後川下流農業水利事務所	0942-38-4325	福岡県久留米市津福今町 472-31
北部九州土地改良調査管理事務所	0942-27-2160	福岡県久留米市荒木町白口 891-20
南部九州土地改良調査管理事務所	0986-23-1293	宮崎県都城市志比田町 4778-1
土地改良技術事務所	096-367-0411	熊本県熊本市東町 4 丁目 5-7
筑後川下流白石平野農業水利事業所	0952-84-6152	佐賀県杵島郡白石町大字東郷 1612-3
都城盆地農業水利事業所	0986-38-5140	宮崎県都城市都北町 5225-5
肝属中部農業水利事業所	0994-40-9033	鹿児島県鹿屋市新川町 597
徳之島用水農業水利事業所	0997-85-5221	鹿児島県大島郡天城町天城 1511-1
佐賀中部農地防災事業所	0952-33-7020	佐賀県佐賀市兵庫町大字淵 1872
有明海岸保全事業所	0952-22-4151	佐賀県佐賀市城内 2 丁目 10-20
玉名横島海岸保全事業所	0968-84-4151	熊本県玉名市横島町横島 2081
尾鈴農業水利事業所	0983-27-7411	宮崎県児湯郡川南町大字川南 19403-4
曾於北部農業水利事業所	0986-28-5017	鹿児島県曾於市財部町南俣 667
沖永良部農業水利事業所	0997-93-1850	鹿児島県大島郡知名町知名 85
西諸農業水利事業所	0984-25-1236	宮崎県小林市大字堤 3020-5
綾川二期農業水利事業所	0985-30-6700	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄 5509-1